

産業建設常任委員会

日 時 平成 2 8 年 1 1 月 2 5 日 (金) 午前 1 0 時 0 0 分 ~
場 所 第 3 委員会室

1 開議

2 案件

(1) 亀岡市駅前送迎用スペース長時間駐車対策について

(土木建築部行政報告)

(2) 改正農業委員会法に係る検討状況について

(産業観光部行政報告)

3 その他

(1) 前回意見 (10 月 17 日) に基づく報告事項

産業建設常任委員会

亀岡市駅前送迎用スペース管理条例について

平成28年11月25日（金）

土木建築部

亀岡市駅前送迎用スペース管理条例について

亀岡市ではJR馬堀駅、亀岡駅、千代川駅前のロータリーに駅利用者送迎用の乗降場所として送迎用スペースを設けていますが、長時間に亘る駐車のを禁止をお願いする看板等の設置があるにも関わらず、一部の利用者による長時間駐車等が行われ、本来の設置目的である送迎車の待機場場としての役割を十分に果たせていない現状があります。

また、ロータリーが混み合う要因のひとつとして、送迎車がロータリー内でむやみに停車することが挙げられ、この点についても上記の現状が一因となっていると考えています。

つきましては、共通の認識を公に定めることで適正な利用を利用者の責務とし、根拠のある指導を行うことで、良好な利用環境を確保し、もって都市機能の維持及び安全で快適な生活環境の保全に資するため、送迎用スペースの管理（利用）に関して必要な事項を条例等により規定します。

【条例の主な内容】

(1) 対象箇所

- ・ JR馬堀駅
- ・ JR亀岡駅南口
- ・ JR千代川駅西口

(2) 禁止行為

- ・ 規則で定める時間を超えて駐車すること。(30分)
- ・ 送迎用スペース及び送迎用スペースに附随する施設若しくは他の車両を損傷し、又は、汚損すること。
- ・ 他の車両の駐停車を妨げること。

(3) 本市が実施する施策

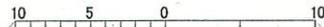
- ・ 指導啓発
- ・ 利用制限
- ・ 監督処分
- ・ 過料徴収

JR馬堀駅



JR馬堀駅前送迎用スペース

縮尺 1 : 500



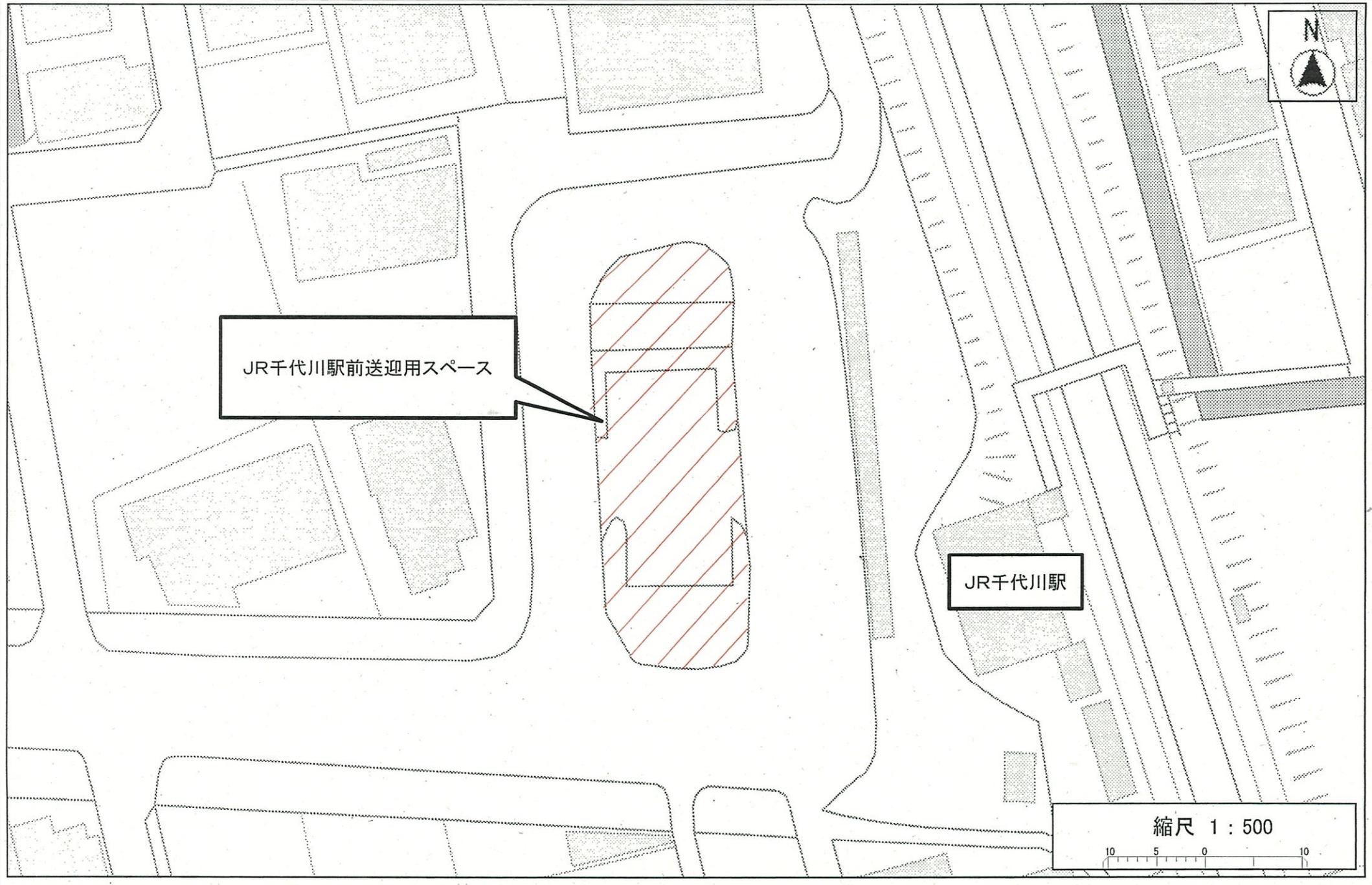


JR亀岡駅

JR亀岡駅前送迎用スペース

縮尺 1 : 500

A scale bar with markings at 10, 5, 0, and 10.



JR千代川駅前送迎用スペース

JR千代川駅

縮尺 1 : 500

10 5 0 10

産業建設常任委員会 資料

日時 平成 28 年 11 月 25 日 (金)

場所 第 3 委員会室

亀岡市産業観光部

Q 農業委員、農地利用最適化推進委員になるには？

A 推薦・応募の期間、推薦・公募書面の提出方法、その他必要な事項は市町村及び農業委員会が定めて公表します。農業委員には、認定農業者等の担い手を中心に、女性や若者にも積極的に手をあげていただくことが重要です。農業関係者だけでなく、利害関係のない者が含まれるようにします。

Q 農業委員と農地利用最適化推進委員の役割分担と連携は？

A **農業委員**は特別職の地方公務員です。
 ① 主な役割は、農業委員会の総会や部会での意思決定、つまり、農地の権利移動の許可や転用許可への意見の決定、農地利用最適化推進指針を作成し、農地利用最適化施策に関する関係行政機関への意見の決定を担います。
 ② このほか、農業委員自ら現場活動を行うこともできます。例えば、農地の権利移動、遊休農地や転用の現地確認を行います。また、推進委員と連携して農地パトロールを行ったり、集落座談会に出席できます（具体的には2頁を参照して下さい）。

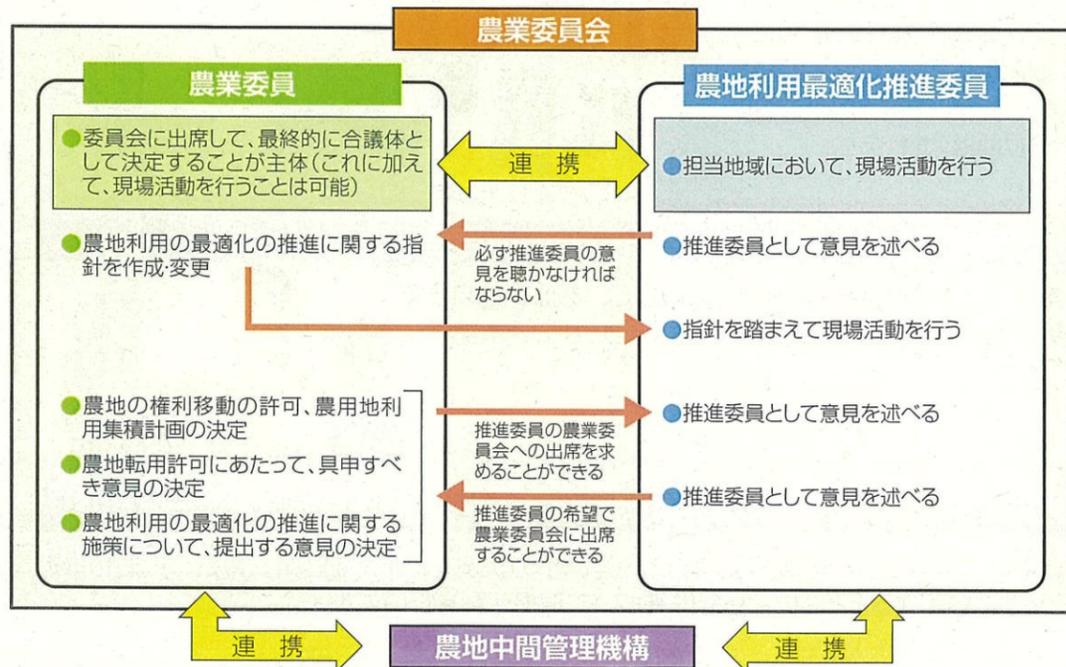
農地利用最適化推進委員は特別職の地方公務員です。

① 主な役割は、担当区域の「農地等の利用の最適化」、つまり、担い手への農地集積や遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進などであり、主に日常的な現場活動を担います（具体的には3頁を参照して下さい）。
 ② このほか、総会、部会に出席して担当地区の農地利用の最適化に関する活動について報告したり、農地の権利移動・転用にあって意見を述べたり、農地利用最適化推進指針の作成で意見を述べたりします。

農業委員会は、法人化その他農業経営の合理化を進め、農業一般に関する調査と情報提供を行うことができます。これは農地等の利用の最適化を進めるために重要な取り組みであり、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して取り組むべき課題です。

農業委員と農地利用最適化推進委員は、適切な役割分担と連携のもとに、委員会全体として担い手への農地利用の集積・集約化を加速するとともに、耕作放棄地の発生防止・解消等を効率的・効果的に推進します。

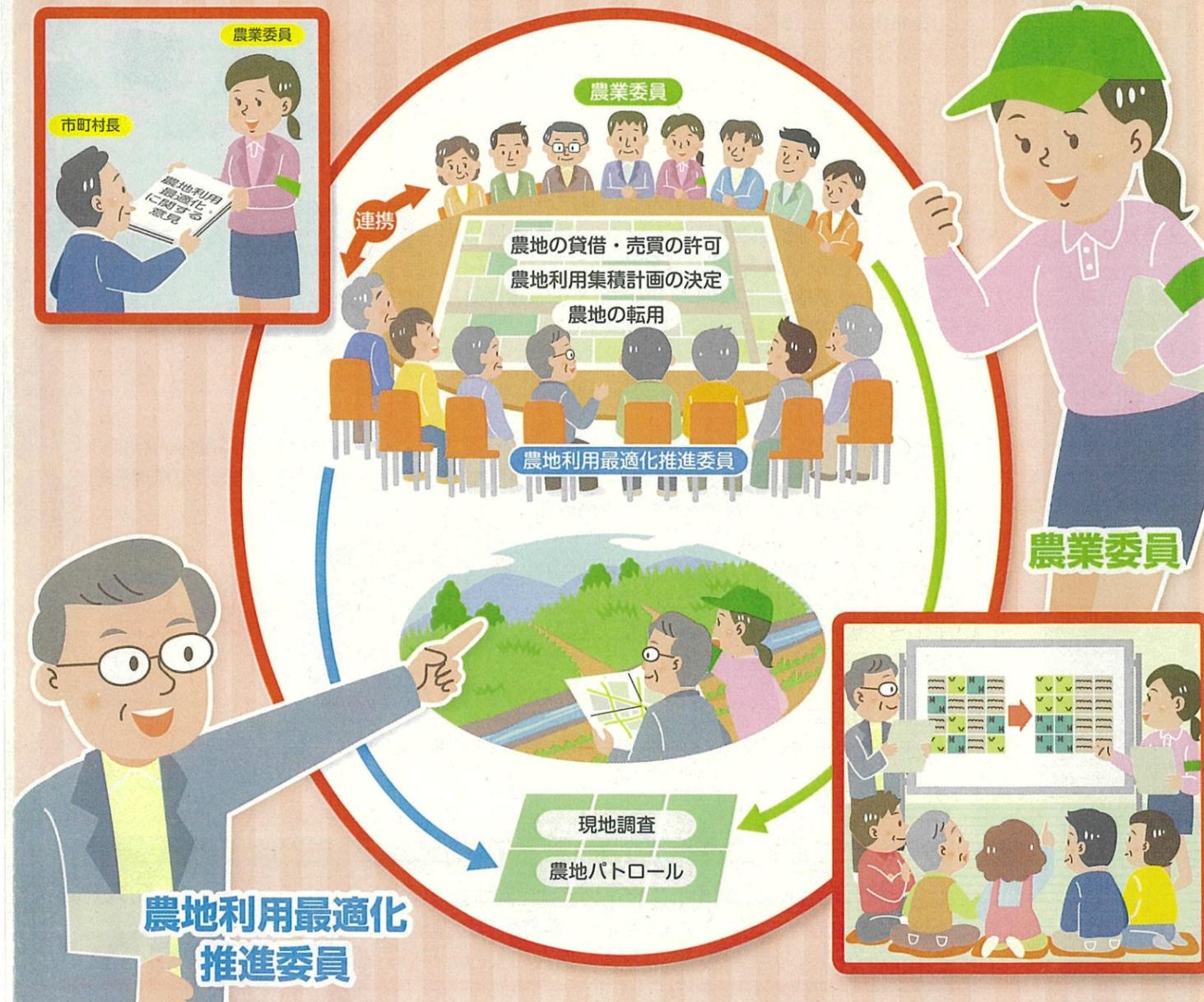
農業委員と農地利用最適化推進委員の連携



**新しい農業委員会制度のもとで
農業委員の任命と農地利用最適化推進委員の委嘱を行います**

みんなで作ろう！ 新しい農業委員会

担い手への農地利用集積や耕作放棄地の解消に向けて、
地域から信頼を得た、地域農業に対して熱意のある方の力を必要としています



平成28年4月1日に改正農業委員会法が施行されます。農業委員会は、農地等の利用の最適化（担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進に取り組む体制が強化されます。

農業委員については、地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に就任するようにするために、①市町村長の任命制とし、②過半を原則として認定農業者とする、③農業者以外の者で中立的な立場で公正な判断をすることができる者を1名入れる、④女性・青年を積極的に登用することとしています。新たに設置される農地利用最適化推進委員については、農業委員会が担当地区を定めて委嘱することとなりました。

農地の有効利用を進め、農業経営のさらなる発展を図るために、地域から信頼を得た、地域農業に対して熱意のある方を推薦し、積極的に応募するように致しましょう。

1 農地の貸借・売買の許可、決定等及び農地転用許可への意見

農地の貸借・売買、農地転用許可について、総会または部会に出席して審議、判断を行うのが農業委員の役割です。

判断にあたっては、申請書や添付書類、農地台帳等の資料を確認するほか、必要に応じて農業委員自らも現地調査を実施します。

1) 農地の貸借・売買の許可、決定等

農地の貸借・売買には原則として農業委員会の農地法3条に基づく「許可」が必要となっています。基盤法による利用集積計画には農業委員会による「決定」が、機構法による配分計画には農業委員会の「意見」が求められます。



2) 遊休農地に対する措置

耕作放棄地が増大し対策が急務となるなかで、農地法に定める遊休農地解消のプロセスとして、所有者等への意向調査や中間管理機構との協議勧告などを行います。森林の様相となるなど農地への復元が著しく困難な場合は総会等で速やかに非農地と判断します。



3) 農地転用許可への意見

農地を転用するには、都道府県知事等の許可が必要です。農業委員会は申請書の内容について検討を行い、一定の要件に該当する農地転用については、都道府県農業会議の意見を聴いた上で、農業委員会の意見を付して申請書を都道府県知事等に送付します。

意見を決定する際には、農地の立地条件や転用によって周辺の農地の営農に支障が生じないかなどの視点から検討を行い、必要に応じて農業委員自ら現地調査も行います。



※違反転用への対応

違反転用を知ったときは、遅滞なく都道府県知事等に報告する必要があります。

2 農地利用最適化推進指針等を作成します

農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に関する目標や推進の方法について「指針」を定めます。農業委員は農地利用最適化推進委員の意見を聴きながら、指針の検討を行い、農業委員会の「活動計画」を作成します。

また、所掌事務を通じて得られた知見をもとに関係行政機関等へ農地利用最適化推進について具体的な意見を提出します。



1 担当地区での農地利用の最適化のための実践活動が主体となります

1) 担い手への農地利用の集積・集約化

人・農地プランの作成・見直しなど、地域の農業者の話し合いの推進、農地の出し手と受け手への働きかけを行い、農地中間管理機構と連携し、担い手への農地利用の集積を進めます。



2) 耕作放棄地の発生防止・解消

推進委員は耕作放棄地の発生防止・解消のプロセスとして、毎年1回担当地区内のすべての農地の利用状況を調査し、遊休農地所有者等に利用意向の確認等を行います。

また、所有者等の意向も踏まえて、農地中間管理機構と連携し、担い手への農地のあっせんや利用関係の調整を行います。



3) 新規参入の支援活動

地元に関わり合いが少ない新規就農者や参入企業等のために、就農候補地を見つけたり、農地所有者との架け橋になるなど親身な活動が期待されます。



2 総会等に出席し、農地利用の最適化推進に関する意見を述べます

農業委員会の総会や部会の求めに応じて、あるいは自ら農地利用の最適化推進に関して意見を述べることができます。



3 農地利用最適化推進指針の作成に参画します

推進委員はそれぞれの区域の農地利用と担い手の状況を踏まえて農業委員会の最適化推進指針づくりに参画するとともに、指針に基づいて現場活動を行います。



農地利用の最適化推進活動

1 「農地等の利用の最適化」は農業委員会の必須事務です。

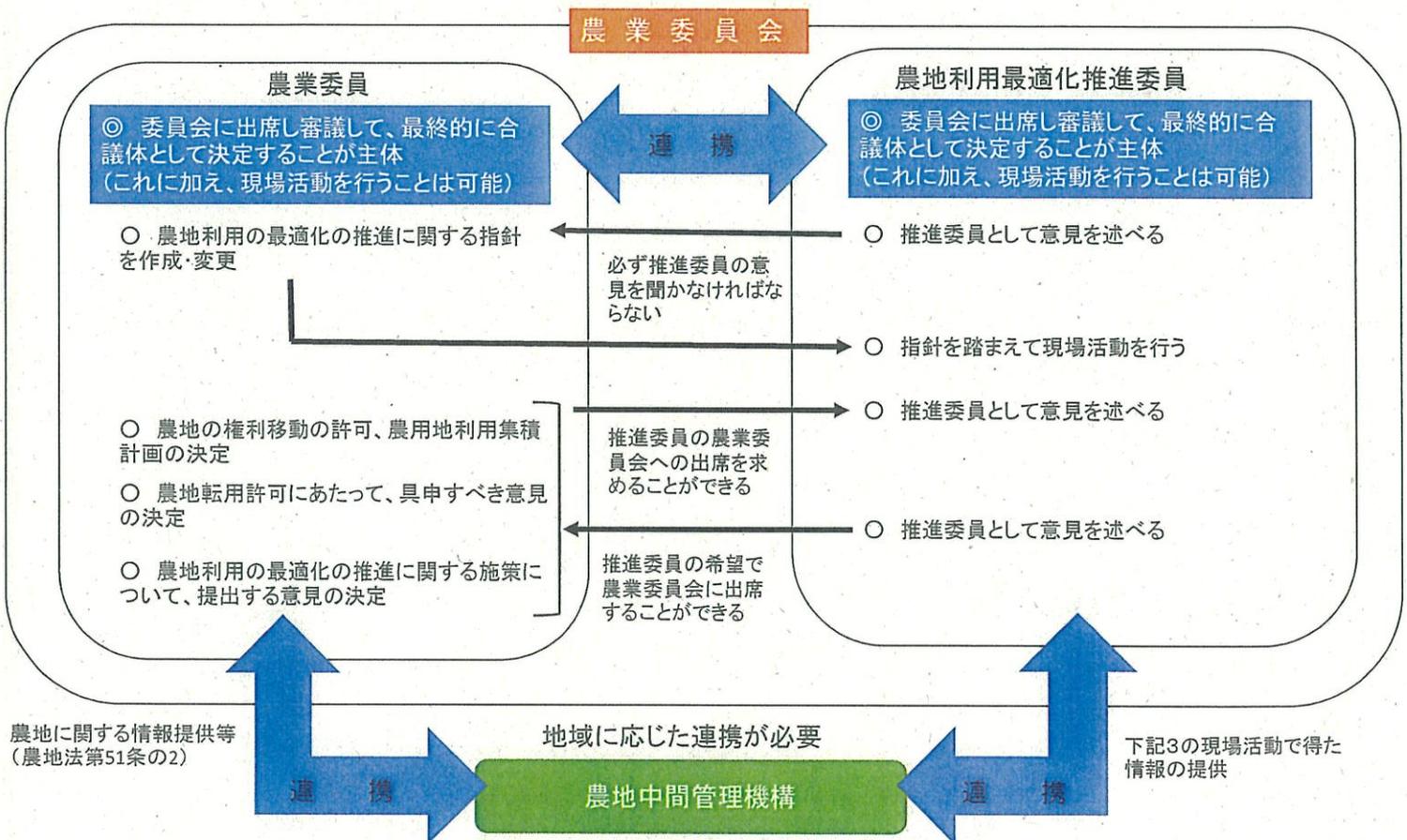
平成28年4月施行の改正農業委員会法では、「農地等の利用の最適化」＝「担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入を促進」する活動が農業委員会の新たな必須業務に位置付けられています。

2 農業委員と農地利用最適化推進活動

推進委員を置かないことができる農業委員会、あるいは現在の農業委員の任期満了まで推進委員の委嘱を実施しない農業委員会においては、農業委員が農地利用の最適化推進活動を担います。

推進委員を委嘱した農業委員会においても、農業委員と推進委員が連携して農業委員会活動に取り組むことが重要です。

農地や担い手の状況等に応じて、農業委員と推進委員、事務局と適切な連携と役割分担のもとで、現場での実践活動に取り組み、成果を上げることが必要です。



3 農地等の利用の最適化の活動とは

推進委員は農業委員と連携して次のような現場活動を行います。

- 人・農地プランなど、集落における農業者の話し合いの場づくり
- 戸別訪問や調査などによる農地の出し手や受け手への意向確認を踏まえた担い手に対する農地のあっせん
- 農地の出し手に対する農地中間管理事業の活用促進
- 遊休農地の発生防止・解消に向けた農地利用状況調査、農地利用意向調査の実施
- 農地のあっせんや農地所有者等の調整活動を通じて、既存の担い手だけでなく、新規就農者や企業等の参入支援

4 農地の利用集積の促進に向けた施策

農地の利用集積に関する相談や利用調整は農業委員会・農業委員・とりわけ農地利用最適化推進委員が中心になって行いますが、利用集積を円滑に進めるために、次の事業等を等活用します。

- ① 「利用権設定等促進事業」、② 「農用地利用集積円滑化事業」、③ 「農地中間管理事業」、④ 「農用地利用改善事業」、⑤ 「農業委員会のあっせん(農地移動適正化あっせん事業)」、⑥ 「融資・税制支援」等

策定年月	平成24年3月
一部改正	平成27年3月

第2次亀岡市元気農業プラン

～活力あるにぎわいの農業振興～

亀 岡 市

はじめに

本市では、亀岡市元気農業プランを平成18年11月に策定し、5つの分野の担い手（人・組織）づくりに取り組んできました。

今後の農業施策を総合的かつ計画的に進めていくためには、農政を取り巻く情勢の変化や本市が有する特性を見極め、本市農業の将来にわたる持続的な発展をめざした農業施策を推進していく必要があります。

このことから今回、第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～を上位計画とし、今後5年間の中長期的な農業施策の展開方向を示す計画として、「亀岡市元気農業プラン」の見直しを行いました。農業の生産・消費両面からの5つの基本理念のもと、施策体系を改めて設定し、本市が取り組む農業施策の指針とすることとします。

5つの基本理念

- 1. 農業の経営安定
- 2. 担い手育成
- 3. 環境の保全と農業・農村の多面的機能維持
- 4. 都市農村交流と地域活性化
- 5. 地産地消と食農学習の推進

農業・農村を取り巻く情勢

情勢

現在の農業・農村を取り巻く情勢は、農業所得の大幅な減少、農業従事者の高齢化など危機的な状況にあり、安全・安心な農産物の安定供給のためにも、農業の産業としての持続性を回復し、農村の再生を図ることが急務な状況です。

国の動き

国においては、新たな「食料・農業・農村基本計画」が平成22年3月に策定され、平成32年度までに食料自給率を50%に引き上げる目標が設定されるとともに、国民全体で農業・農村を支える社会の創造をめざし、農業・農村

の6次産業化を柱に、新しい農政の確立に向けた施策が展開されています。

我が国の農業・農村は、国民に食料を安定的に供給する役割に加えて、国土の保全、美しい景観の形成、伝統文化の継承等、国民の暮らしに重要な役割を担っています。

しかしながら、我が国の農業・農村を取り巻く状況は、基幹的農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増加、農業所得の減少等が進行するなど厳しさを増しており、これらを克服し、未来への活力を取り戻すことは待ったなしの課題です。このため、農業の構造改革を加速するとともに、輸出拡大や6次産業化等農業を産業として強化し、農業・農村の所得の倍増を目指すことにより、若者たちが希望を持つことができる農業・農村を創り上げることが必要ということで、国において平成25(2013)年に我が国の農林水産業と地域の活力を創造する政策改革のグランドデザインとして「農林水産業・地域の活力創造プラン」が策定されました。

このプランでは、農林水産業を産業として強くしていく「産業政策」と国土保全といった多面的機能を発揮する「地域政策」を車の両輪として推進することにより、農業・農村の所得を今後10年間で倍増させることを目指しています。具体的には、①国内外における新たな需要（需要フロンティア）の拡大、②需要と供給をつなぐ付加価値の向上のための連鎖（バリューチェーン）の構築等の収入を増大させる取組を推進するとともに、③農地中間管理機構を通じた農地の集約化等生産コストの削減の取組や、経営所得安定対策と米の生産調整の見直し等の取組を通じた生産現場の強化を図ることに加えて、④高齢化が進行する農村の構造改革を後押ししつつ、棚田等の良好な景観を将来世代に継承するため、農村の多面的機能の維持・発揮を促進する取組を掲げ、この4本の柱を軸として政策を再構築するとともに、当該プランに基づき若者たちが希望を持てる「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」の実現に向けた施策が展開されていくと言われております。

課題

このように農政の大きな転換期を迎える中で、農業経営の安定と国内生産力の向上を図るとともに、農業の多面的機能の維持と地域農業の振興を図るため、本市の優位性を最大限に活かし、各地域の実情や特性を踏まえた対策を講じていく必要があります。

亀岡市の特性

位置

本市は、京阪神大都市近郊の利便性に優れた場所に位置し、府下有数の広大な農地を有することから、京都の穀倉地として高い農業生産力を誇ってきました。

農家・農地・組織

農家は、水稻栽培を中心とした兼業農家が大半を占め、農地は、川東地域の平坦部にまとまって存在するほか、中山間部から山間部までの各所に存在しています。

各集落には農家組合等が組織され、地域の特性を活かした産地づくり対策が進められています。

食農交流

一方、農業・農村は、食料生産のみならず、ゆとりや癒し、自然環境の保全、都市農村交流の促進など幅広い機能を有しています。本市では、こうした地域の多様な資源を活用し、地産地消とにぎわい創出を推進するため、「食」と「農」の総合的な施策を展開しています。

農業振興

こうした状況を踏まえ、都市と農村の両面を有する本市においては、今後も地域の活性化には農業振興が大きな役割を果たすものと考えており、行政、農業者、農業関係機関・団体、消費者等が、それぞれの役割分担のもとに取り組みを進めていく必要があります。

1. 農業の経営安定

■背景・課題

近年の我が国の食料自給率（供給熱量ベース）は、平成12年度以降は40%前後で推移しており、先進国の中では最低水準にあります。国では、食料・農業・農村基本計画において平成32年度までに食料自給率を50%（供給熱量ベース）に引き上げるという意欲的な目標を掲げています。

この目標達成に向けては、生産面、消費面の取り組みが必要です。特に生産面においては、農地を最大限活用し、麦、大豆等の土地利用型作物の生産拡大、単収・品質の向上をめざした技術開発と、ほ場整備事業の推進並びに耕作放棄地の解消等を通じた農地の確保が重要となっています。

また、米の需要が年々減少し、米価も下落する中で、地域農業のめざすべき将来像を描くことができる産業としての農業の再生が求められ、国において、平成25年度に、若者たちが希望を持てる「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創り上げていくことを目指して、新たな農業・農村政策の方向性を示し、今後の我が国の農林水産業・地域の活力創造に向けた政策改革のグランドデザインとして、「農林水産業・地域の活力創造プラン」が策定されたところです。平成26年度からは同プランに基づいた新たな政策を活用する中で、「水田フル活用ビジョン」を策定し、地域の特色ある魅力的な産品の産地化を図り、省力化、低コスト化等を含めた安定的な生産が継続できる体制確立のための取り組みを進めます。

■振興目標

- 地域特性を最大限活かした多様な水田利用を推進します
- 需要に応じた農産物の生産計画の策定と効率的な生産体制確立を図ります
- 安全で高品質な農畜産物の安定供給と生産基盤の強化による経営安定を図ります
- 農業における亀岡の魅力を発信し、売れるものづくりを推進します

■振興策

①【需要に応じた農産物の計画的な生産】

- ・地域特性を活かした生産計画の策定

②【販売戦略の確立】

- ・品質向上とブランド化の促進による特産品の生産振興
- ・安全・安心な農産物の生産振興
- ・情報発信と積極的な販売活動の促進

③【継続性のある生産体制の確立】

- ・多様な農業経営体の確保・育成
- ・最新技術の導入等による安定生産体制の確立

④【農業生産基盤の整備】

- ・ほ場整備事業の推進
- ・遊休農地の解消

2. 担い手育成

■背景・課題

農業の兼業化や農業従事者の高齢化が進行してきたことにより、農業の担い手不足が深刻化しています。農業が産業として発展していくためには、意欲ある農業者が、他産業と同等の労働時間で同等の所得を確保できる経営体制を確立する必要があります。

こうしたことから、認定農業者をはじめとした中核的な担い手の確保・育成を図るとともに、女性や高齢者の能力発揮、新規就農者の確保・育成に向けた多様な担い手への支援を行っていく必要があります。また、厳しい市場状況を勝ち抜く力をつけるため、集落内での営農組織や農作業受託組織の経営強化への取り組みに支援を行うとともに、法人化や経営の多角化（6次産業化等）に向けた取り組みへの支援を積極的に進めます。

■振興目標

- 地域の実情に応じた担い手の確保・育成を推進します
- 認定農業者及び集落営農組織の経営強化を推進します
- 京力農場プランの策定を支援し、集落営農の強化を推進します
- 農地中間管理事業を活用した農地の利用集積を推進します
- 加工による亀岡産農作物の新たな活用方法を検討し、農業経営の強化を図ります

■振興策

- ①【意欲のある担い手の確保・育成】
 - ・中核的な担い手の育成・支援
 - ・新規就農者の確保・育成
 - ・若手農業者、女性や高齢者の生産者ネットワークの構築
- ②【認定農業者及び集落営農組織等の経営強化支援】
 - ・経営管理や組織運営の改善に向けた支援
 - ・法人化等に向けた取り組みへの支援
 - ・経営感覚に優れた経営体の育成
- ③【農地集約化の推進】
 - ・経営規模の拡大に向けた農地の利用集積等の推進
 - ・土地利用型農業における省力、低コスト化生産技術の確立

④【農業経営の多角化への支援】

- ・経営の多角化（6次産業化）の推進
- ・加工や観光資源の活用による付加価値の創造

3. 環境の保全と農業・農村の多面的機能維持

■背景・課題

大気汚染や水質汚濁をはじめとした環境問題への意識が高まる中で、農業分野においても環境保全、資源の有効利用に取り組むことが求められています。

また、農業生産面からも、農業従事者の減少や高齢化の進行に伴う遊休農地の増加が懸念され、さらには、農地のみならず農道や水路などを共同で維持管理する集落機能も低下しつつあります。

こうしたことから、環境への負荷を軽減した農業の取り組みを一層進めるとともに、農業が有する国土の保全、水源の涵養、美しい景観の形成などの多面的かつ公益的な機能が守れるように、集落営農組織等による地域営農サポート体制の確立など、農地を耕作し管理できる仕組みづくりを支援します。また、農業がもたらす様々な恵みや農業・農村のすばらしさを消費者へ発信していきます。

■振興目標

- 農業生産活動に伴う環境負荷の低減（農薬、化学肥料の使用低減）を図ります
- 環境保全型農業の推進と農業生産力の安定化の両立を図ります
- 農業・農村が有する多面的機能の維持・向上を推進します

■振興策

- ①【人と環境にやさしい循環型農業の推進】
 - ・耕畜連携による自然循環型農業の拡大
 - ・土づくり、施肥、病害虫・雑草防除対策等の改善・向上
 - ・エコファーマー制度の周知・啓発
 - ・炭素埋設農法（カーボンマイナス）の取り組みの推進
- ②【農地を耕作し管理できる仕組みづくりの構築】
 - ・集落営農組織や農作業受託組織への支援
 - ・景観形成作物、地力増進作物の栽培促進
- ③【地域ぐるみの保全活動や維持管理体制の推進】
 - ・地域共同による農村保全活動への支援
 - ・中山間地域の活性化

4. 都市農村交流と地域活性化

■背景・課題

米をはじめとする農産物価格の低迷等により、農業に対する魅力や意欲が低下する中で、特に、中山間地域をはじめとする農村集落においては、高齢化や過疎化が他の地域に比べて進行していることから、地域社会としての活力や人のつながりが失われつつあります。

そこで、都市近郊に位置する立地特性や自然環境などの地域資源を活かした都市農村交流を促進するとともに、地域資源を活用した地域コミュニティ活動の展開などを通じて、地域活性化につなげ、にぎわいと活力のある農村地域社会を構築し、地域力の向上を図ります。

また、旧城下町や田園環境などの地域資源を有効活用し、観光など他分野と連携する中で、元気農業のまち「亀岡」を市内外に広くアピールし、農業振興につなげます。

■振興目標

- 都市農村交流を推進します（学びや癒し等の機能の活用）
- 地域資源を活用した農業・農村の振興を図ります

■振興策

①【食と農を通じたにぎわいづくり】

- ・農業体験、食農体験の機会提供への支援
- ・市民農園、農業体験農園の開設支援
- ・農業に携わる機会の充実、就農意欲の向上への支援
- ・農業サポーターによる農業の支援

②【食材の提供機会の充実】

- ・地元産品直売所の販売促進活動への支援
- ・地元産食材のPRと供給体制の充実
- ・食の安全と消費者の信頼確保

③【商工業や観光との連携】

- ・地域食材の流通・販売拠点の拡充
- ・地元農産物のブランド化への取り組み支援
- ・地域特性を活かした商工・観光振興への取り組み支援

5. 地産地消と食農学習の推進

■背景・課題

食生活の変化や食の安全・安心を求める動きの活発化など、食の多様化が進む中で、消費者ニーズを的確にとらえた農産物の生産振興を図っていく必要があります。

また、食生活における栄養バランスや食習慣の乱れ、食に関する知識の不足等が進む一方で、健全な食生活に対する意識も高まるなど、食を取り巻く情勢が大きく変化しています。

このことから、「食」と「農」に対する理解促進の取り組みを進めるとともに、安全・安心な亀岡産食材の地産地消を推進し、農家・農村の活性化、健康づくり等につながる取り組みを展開します。

また、将来を担う子どもたちには、「栽培」から「収穫」、「調理」までの食農体験学習などの農業とのふれあいを通じた食農学習の推進を図ります。

■振興目標

- 食と農の理解促進活動を推進します
- 地産地消を通じた消費拡大と生産者と消費者のふれあいの創出を図ります
- 食農学習と健康づくりを推進します

■振興策

①【食と農の理解促進】

- ・食と農と健康に関する情報の発信・提供
- ・将来を担う子どもたちへの食と農の理解促進
- ・生産者と消費者をつなぐ取り組みの充実

②【食農学習の促進】

- ・学校給食における地元産食材の利用拡大
- ・小、中学校における食農体験学習の拡大・支援

③【地域の「食」と「食文化」の普及・継承】

- ・地域の風土に根ざした伝統的な郷土食や行事食等に関する情報の発信
- ・地元産食材を利用した料理教室等の実施

1. 農業の経営安定

■具体的な施策

①【需要に応じた農産物の計画的な生産】

需要に応じた米生産の推進
<ul style="list-style-type: none">・需要量に関する情報提供・よりきめ細かい米の需給・価格情報、販売進捗・在庫情報の提供等需要に見合った米生産の実現を図るための環境整備・生産者が自らの経営判断や販売戦略に基づく需要に応じた生産の推進
地域特性を活かした生産計画の策定
<ul style="list-style-type: none">・麦、大豆等の土地利用型作物及び飼料用米等非主食用米の作付け拡大による農地有効利用の促進・地域特産品（小豆・京野菜等）の生産振興・景観形成作物の作付けによる観光部門と連携した水田利用の拡大・女性や高齢者、中山間地でも栽培可能な地産地消に対応した農作物の生産振興

②【販売戦略の確立】

品質向上とブランド化の促進による特産品の生産振興
<ul style="list-style-type: none">・農薬、化学肥料の低減による環境に配慮した取り組みの促進・畜産堆肥の施用と疎植栽培による良食味米づくりの促進と京都丹波米ブランドの確立・亀岡ならではの逸品、新たな特産品についての検討・亀岡牛のブランド化支援をはじめとする畜産振興・農商工連携による複合的な産業振興の推進
安全・安心な農産物の生産振興
<ul style="list-style-type: none">・消費者に信頼される安全・安心・新鮮な亀岡産農産物の生産振興・GAP（農業生産工程管理）の導入推進・家畜衛生対策の強化

情報発信と積極的な販売活動の促進

- ・ 亀岡ブランドのPR・販売活動の強化と独自性の探求
- ・ 直売所や朝市を通じた地産地消の推進と農産物の販売促進

③【継続性のある生産体制の確立】

多様な農業経営体の確保・育成

- ・ 集落営農の育成、法人化による生産性の高い地域営農体制の確立
- ・ 新規就農者の確保、育成に向けた積極的な支援
- ・ 女性や高齢者等の多様な担い手による能力発揮の機会づくり

最新技術の導入等による安定生産体制の確立

- ・ 栽培技術の高位平準化、均一化による安定生産と生産拡大
- ・ 安定出荷できる機械化体系の確立

④【農業生産基盤の整備】

ほ場整備事業の推進

- ・ 地域の実情に応じた営農計画の策定とほ場整備事業の推進

遊休農地の解消

- ・ 農業振興地域整備計画の適正な管理と見直しの実施
- ・ 認定農業者や集落営農組織への農地利用集積の促進
- ・ 遊休農地の活用につながる作物・活用方法の検討
- ・ 中山間地域等直接支払の実施
- ・ 地域ぐるみの共同活動を通じた農地や水利施設の維持管理
- ・ 効果的な有害鳥獣対策の実施
- ・ 広域的で横断的な連携による鳥獣被害の軽減

2. 担い手育成

■具体的な施策

①【意欲のある担い手の確保・育成】

中核的な担い手の育成・支援
<ul style="list-style-type: none">・認定農業者制度の趣旨・メリット等の周知と情報提供・経営改善に向けた個別相談、研修会等の実施・集落営農組織化に向けた地域別座談会の実施
新規就農者の確保・育成
<ul style="list-style-type: none">・新規就農者支援事業の実施・若い農業者の情報交換会や地域別営農座談会の開催・新規就農希望者相談の実施
若手農業者、女性や高齢者の生産者ネットワークの構築
<ul style="list-style-type: none">・加工施設設置への支援充実・加工施設を中心とした地域の雇用創出・女性や高齢者の能力発揮、交流の機会づくり

②【認定農業者及び集落営農組織等の経営強化支援】

経営管理や組織運営の改善に向けた支援と経営感覚に優れた経営体の育成
<ul style="list-style-type: none">・京力農場プランの策定支援・会計・税務個別相談会の開催・農業機械の作業安全講習会の開催・水田経営所得安定対策への加入支援
法人化等に向けた取り組みへの支援
<ul style="list-style-type: none">・農業経営法人化に向けた相談会、研修会の開催・農業生産法人育成事業の実施

③【農地集約化の推進】

経営規模の拡大に向けた農地の利用集積等の推進
<ul style="list-style-type: none">・農地中間管理事業の活用による担い手への面的な農地利用集積の推進・耕作放棄地の解消等による優良農地の面積確保
土地利用型農業における省力、低コスト化生産技術の確立
<ul style="list-style-type: none">・土地利用型作物（麦、大豆、小豆等）の省力、機械化栽培技術体系の確立・関係機関との連携による栽培技術研修会の開催

④【農業経営の多角化への支援】

経営の多角化（6次産業化）の推進
<ul style="list-style-type: none">・新たな加工部門や販売部門等を設ける経営の多角化（6次産業化）の推進・生産者主体の6次産業化への支援と企業連携の推進
加工や観光資源の活用による付加価値の創造
<ul style="list-style-type: none">・新たなビジネスの創出に向けた情報発信・生産者と企業等の連携（農商工連携）に対する支援

3. 環境の保全と農業・農村の多面的機能維持

■具体的な施策

①【人と環境にやさしい循環型農業の推進】

耕畜連携による自然循環型農業の拡大
<ul style="list-style-type: none">・耕種農家と畜産農家の連携による畜産堆肥の生産、利用体制の拡大・畜産堆肥の施用促進による安全・安心エコ農業の推進
土づくり、施肥、病虫害・雑草防除対策等の改善・向上とエコファーマー制度の周知・啓発
<ul style="list-style-type: none">・畜産堆肥の施用による土づくりの促進・農薬や化学肥料の低減による先進的な営農活動等への支援・エコファーマー制度の周知・啓発と認証取得の促進・施肥、病虫害・雑草防除技術等に関する情報提供
炭素埋設農法（カーボンマイナス）の取り組みの推進
<ul style="list-style-type: none">・京都学園大学をはじめとした教育・研究機関との連携の強化

②【農地を耕作し管理できる仕組みづくりの構築】

集落営農組織や農作業受託組織への支援
<ul style="list-style-type: none">・地域の実情に応じた集落営農組織の育成と地域営農サポート体制の確立・省力、低コスト化による土地利用型作物の生産拡大と集落営農の組織化支援
景観形成作物、地力増進作物の栽培促進
<ul style="list-style-type: none">・農村の自然や景観の維持保全に向けた取り組みの支援・遊休農地等を活用した地域振興作物の栽培促進

③【地域ぐるみの保全活動や維持管理体制の推進】

地域共同による農村保全活動への支援
<ul style="list-style-type: none">・農地や水路等の地域資源を守り、農村環境の向上に資する共同活動を支援・水路、農道等の施設長寿命化のための活動を支援・NPO法人等の地域貢献団体との連携による地域保全活動の推進
中山間地域の活性化
<ul style="list-style-type: none">・中山間地域等直接支払制度を活用した自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備・地域ぐるみの共同活動を通じた中山間地域の活性化支援

4. 都市農村交流と地域活性化

■具体的な施策

①【食と農を通じたにぎわいづくり】

農業体験、食農体験の機会提供への支援
<ul style="list-style-type: none">・かめおか農業塾の実施・農家民泊等による農業体験受け入れに係る支援
市民農園、農業体験農園の開設支援
<ul style="list-style-type: none">・市民農園等の開設支援
農業サポーターによる農業の支援
<ul style="list-style-type: none">・農業サポート隊による農業の支援

②【食材の提供機会の充実】

地元産品直売所の販売促進活動への支援
<ul style="list-style-type: none">・亀岡市直売連絡協議会への支援・直売所マップの作成等による販売拡大や情報発信
地元産食材のPRと供給体制の充実
<ul style="list-style-type: none">・地元飲食店、商工関係団体との連携・消費者ニーズに対応できる生産、流通、販売システムの確立への支援
食の安全と消費者の信頼確保
<ul style="list-style-type: none">・環境に優しい農業やエコファーマーの取り組みPR

③【商工業や観光との連携】

地域食材の流通・販売拠点の拡充
<ul style="list-style-type: none">・市内飲食店における地元産食材の利用促進と情報提供・ガレリア朝市等の毎日開催型直売所の充実・スーパーマーケット等でのインショップ型直売の充実
地元農産物のブランド化への取り組み支援
<ul style="list-style-type: none">・地元産食材を活用したコミュニティレストランへの支援・地元産食材のPRと、6次産業化による加工品開発・販売に係る支援・クルベジ[®]の生産、流通、販売等に係る支援
地域特性を活かした商工・観光振興への取り組み支援
<ul style="list-style-type: none">・商工、観光部門と連携し、地産地消をPR・新たな商品、サービスの開発・観光客、修学旅行生等を対象にした体験型ツーリズムの推進・亀岡産農作物、農産物加工品の販売

5. 地産地消と食農学習の推進

■具体的な施策

①【食と農の理解促進】

食と農と健康に関する情報の発信・提供
<ul style="list-style-type: none">・ホームページ、広報紙等を活用した情報発信・提供・地元産食材を使ったレシピ集の作成
将来を担う子どもたちへの食と農の理解促進
<ul style="list-style-type: none">・給食だよりを通じた食と農の理解促進・小学生と保護者を対象にした「おやこ料理塾」による収穫、調理体験の機会提供
生産者と消費者をつなぐ取り組みの充実
<ul style="list-style-type: none">・アグリフェスタの開催

②【食農学習の促進】

学校給食における地元産食材の利用拡大
<ul style="list-style-type: none">・地元産米や地元産農産物の学校、保育所給食への利用拡大・生産者ネットワークづくりと、生産体制整備への支援
小、中学校における食農体験学習の拡大・支援
<ul style="list-style-type: none">・栽培から収穫、調理までの体験学習を通じた食農学習に取り組む小、中学校の拡大・支援

③【地域の「食」と「食文化」の普及・継承】

地域の風土に根ざした伝統的な郷土食や行事食等に関する情報の発信
<ul style="list-style-type: none">・おばちゃんの亀岡ふるさと料理塾の開催・地域食材を利用した郷土食レシピ等の作成・祭りや伝統行事等における食文化の研究と情報発信
地元産食材を利用した料理教室等の実施
<ul style="list-style-type: none">・ふるさと料理塾、おやこ料理塾の開催・イベントや料理教室等を通じた安全・安心・新鮮な地元産食材のPR・市内団体等が開催する、地元産食材を利用した料理教室等の支援

【資料】 2010年世界農林業センサス（確定値）

表1) 総農家数及び土地持ち非農家数 単位：戸

	2005年	2010年	増減率 (%)
総農家数	3,222	2,913	△ 9.6
販売農家数	2,489	2,178	△ 12.5
專業農家	357	421	17.9
兼業農家	2,132	1,757	△ 17.6
自給的農家数	733	735	0.3
土地持ち非農家数	706	831	17.7

表2) 年齢別農業就業人口（販売農家） 単位：人

	2005年	2010年	増減率 (%)	構成比 (%)
計	3,746	2,489	△ 33.6	100.0
15～29歳	337	23	△ 93.2	0.9
30～39歳	133	43	△ 67.7	1.7
40～49歳	194	66	△ 66.0	2.7
50～59歳	465	223	△ 52.0	9.0
60～64歳	419	327	△ 22.0	13.1
65～69歳	553	446	△ 19.3	18.0
70～74歳	651	474	△ 27.2	19.0
75歳以上	994	887	△ 10.8	35.6

表3) 耕地種類別経営耕地面積（販売農家） 単位：a

	2005年	2010年	増減率 (%)
経営耕地総面積	207,200	189,129	△ 8.7
田	200,600	181,190	△ 9.7
畑	4,900	6,239	27.3
樹園地	1,700	1,700	0.0

表4) 経営耕地面積規模別農家数（販売農家） 単位：戸

	2005年	2010年	増減率 (%)	構成比 (%)
計	2,489	2,178	△ 12.5	100.0
0.3ha未満	5	8	60.0	0.4
0.3～0.5	624	500	△ 19.9	23.0
0.5～1.0	1,257	1,125	△ 10.5	51.7
1.0～1.5	422	355	△ 15.9	16.3
1.5～2.0	100	102	2.0	4.7
2.0～3.0	58	49	△ 15.5	2.1
3.0～5.0	12	24	100.0	1.1

5.0ha 以上	11	15	36.4	0.7
----------	----	----	------	-----

前回意見（10月17日）に基づく報告事項

①商店街連盟の定款について

会則のとおり（レターケース配付）

②企業立地における地域貢献施策について

- ・企業立地促進条例に基づく奨励金（地域雇用促進等の優遇施策）
- ・地元仕入等に関しては、誘致活動におけるお願いやPRに努められているが、対象業種が限られるほか、供給体制の構築に向けた環境整備、各分野からの協力等が課題となる。
- ・本市における企業の地域貢献を要件とした規定等はない。他市事例として、大型店の地域貢献事業計画書の提出を責務とする規定は見受けられる。（例、別紙参照）
- ・京都府の「地域商業ガイドライン」には、大型店舗の誘導エリアの指定・地域貢献策等が示されており、それに基づき市町村で土地利用規制・指導が図られている。（別紙参照）

③過去の行政視察の事例調査について

- ・平成22年5月11日：岩手県一関市「産業振興基本条例」
議員提案（共産党議員団提出）により可決。平成21年10月1日施行

（条文）

第1条（条例の目的）：産業基盤を強化し、及び産業の発展を促進し、もって市民生活の向上を図り、調和のとれた地域社会の発展に寄与すること。

第2条（基本的な施策）

- ①地域産業基盤及び環境の整備改善に関する施策
- ②地域産業に関する調査及び情報の収集、提供等に関する施策
- ③人材育成及び担い手づくりに関する施策

第3条（市長の責務）：国及び県等との連携を図りつつ、商工業者、農林業者及び関係団体の自主性を尊重し、総合的に前条の施策を推進する。

第4条（事業者及び経済団体の努力）：事業者及び経済団体は、生活環境との調和並びに市民生活の安定及び安全確保に配慮するとともに、自らの創意工夫により経営基盤の安定及び強化、経営の革新、人材の育成、従業員の福利厚生の実現に努める。

第5条（市民の理解と協力）：市民は、地域産業が地域経済に寄与するものであることを認識し、その健全な発展に協力するように努める。

第6条（産業振興会議）：市長は、第2条に掲げる地域産業の振興に関する基本的な施策についての重要事項を調査、審議するため、一関市産業振興会議を置く。

第7条（委任）：略

小田原市商業者等の地域貢献に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、商業がまちのにぎわいの創出及び地域社会の発展に果たす役割の重要性に鑑み、商業の振興及び商業者等による地域社会への貢献を推進するための基本となる事項を定めることにより、商業の基盤強化及び健全な発展を促し、もって市民生活の向上と良好な地域のまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商業者 市内において小売業、サービス業その他の商業を営む者及び当該事業の用に供する店舗を設置する者をいう。
- (2) 商店会 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合その他の商店街の活性化を目的として商業者が組織する団体で、市内において事業又は活動を行うものをいう。
- (3) 地域経済団体 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所、商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会、商店会の連合体その他これに類する団体をいう。
- (4) 大型店 市内に存する大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。
- (5) 商業者等 商業者、商店会及び地域経済団体をいう。

(基本理念)

第3条 商業の振興及び商業者等による地域社会への貢献の推進は、商業者等及び市が相互に連携し、市民の理解と協力のもと、行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、国、他の地方公共団体、商業者等及び市民と連携して、商業の発展に資する施策を推進するものとする。

- 2 市は、商業者等が行う商業の振興のための事業（以下「商業振興事業」という。）を推進するため、必要な支援に努めるものとする。
- 3 市は、商業者等が行う地域社会への貢献活動に対する支援に努めるものとする。

(商業者の責務)

第5条 商業者は、創意工夫により自らの事業を發展させるとともに、地域社会の一員であるとの認識に立って、市民の良好な生活環境に配慮した事業を展開し、地域社会への貢献に努めるものとする。

- 2 商業者は、商店会及び地域経済団体と連携して商業振興事業の実施に努めるものとする。
- 3 商業者は、地域にある商店会及び地域経済団体に加入し、事業経営に資する情報の収集及び他

の事業者との交流を行うよう努めるものとする。

(商店会の責務)

第6条 商店会は、市民に身近な存在として生活に必要な利便を提供するとともに、地域のにぎわいの創出と地域コミュニティの形成への役割を果たすため、地域社会への貢献に努めるものとする。

2 商店会は、事業者及び地域経済団体と連携して商業振興事業の実施に努めるものとする。

3 商店会は、その活動の基盤を強化するため、組織の充実に努めるものとする。

4 商店会は、小田原市商店街連合会（昭和25年5月25日に小田原市商店街連盟という名称で設立された団体をいう。）に加入し、他の商店会と連携するよう努めるものとする。

(地域経済団体の責務)

第7条 地域経済団体は、事業者の事業活動に対する支援を行うことにより地域における商業の持続的な発展を図るとともに、地域社会への貢献に努めるものとする。

2 地域経済団体は、事業者及び商店会と連携して商業振興事業の実施に努めるものとする。

3 地域経済団体は、その活動の基盤を強化するため、組織の充実に努めるものとする。

(市民の協力)

第8条 市民は、商業振興事業について理解するとともに、事業者等による地域社会への貢献活動に協力するよう努めるものとする。

(大型店を設置する者等の責務)

第9条 大型店を設置する者及び当該大型店において事業を営む者は、地域における次に掲げる事業（以下「地域貢献事業」という。）の実施に努めるものとする。

(1) 地域のにぎわいづくりに関する事業

(2) 地域との交流に関する事業

(3) 安全及び安心に暮らせる地域づくりに関する事業

(4) 自然環境及び生活環境に配慮した取組に関する事業

(5) 前各号に掲げるもののほか、地域社会への貢献に関する事業

2 大型店を設置する者及び当該大型店において事業を営む者は、地域にある商店会及び地域経済団体に加入し、当該大型店の周辺の地域の事業者との共存を図るよう努めるものとする。

(地域貢献事業計画等の作成及び提出)

第10条 大型店を設置する者は、規則で定めるところにより、年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。以下この条において同じ。）ごとに、当該大型店を設置する者及び当該大型店において事業を営む者の地域貢献事業の実施に関する計画（以下「地域貢献事業計画」という。）を作成し、当該年度4月30日までに市長に提出しなければならない。ただし、大型店を新設する場合における最初の地域貢献事業計画にあっては、当該大型店の営業を開始する日の属する年度の地域貢献事業計画を、当該大型店の営業を開始する日から30日以内に市長に提出し

なければならない。

- 2 前項の規定により地域貢献事業計画を提出した者は、当該地域貢献事業計画の内容を変更しようとするときは、速やかに、規則で定めるところにより、変更後の地域貢献事業計画を作成し、市長に提出しなければならない。
- 3 前2項の規定による提出を行った者は、規則で定めるところにより、毎年度（大型店を新設する者にあつては、当該大型店の営業を開始する日の属する年度を除く。）5月31日までに前年度における地域貢献事業の実施状況について市長に報告しなければならない。ただし、当該提出を行った者に係る大型店が大型店でなくなったときは、この限りでない。
- 4 市長は、第1項若しくは第2項の規定による提出又は前項の規定による報告を受けたときは、規則で定める方法により、それらの内容を公表するものとする。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置されている大型店の設置者が地域貢献事業計画の実施状況について報告する場合における第10条第3項の規定の適用については、同項中「大型店を新設する者にあつては、当該大型店の営業を開始する日の属する年度」とあるのは、「平成25年度」とする。

[ホーム](#) > [産業・しごと](#) > [商工業](#) > [商業振興](#) > [地域商業ガイドラインの概要](#)

ツイート

いいね! 0

地域商業ガイドラインの概要

1 策定趣旨

京都府と府内市町村は、中心市街地活性化に取り組むに当たり、人口減少時代の到来や少子高齢化社会の進展等の社会的な背景を踏まえ、まちづくり三法による規制誘導を講じることや、これまで整備された都市基盤など既存ストックを活かしたまちづくりを推進することで、公共交通機関を核とした誰もが暮らしやすく、機能的な都市活動ができる「まちなか」再生を図っていく必要があると考えています。

そして、この場合、特に広域に影響を及ぼす大規模小売店舗は、郊外部への無秩序な立地を抑制し、結果として都市計画区域内にある中心市街地へ誘導することで、中心市街地活性化の効果を上げることが必要です。

こうしたことから、京都府中心市街地活性化懇話会の「まちなか再生を推進するガイドラインに関する提言」に基づき、京都府と府内市町村は、府内の7地域区分ごとに、中心市街地エリア、中心市街地の将来目標及び大型店抑制・誘導エリア等を明示した地域商業ガイドラインを策定しました。

[地域商業ガイドラインのあらまし\(PDF:342KB\)](#)

2 ガイドラインの内容

1. 商業まちづくりの基本方向
2. 中心市街地エリアの指定
3. 中心市街地の将来目標
4. 大型店立地の誘導エリア及び抑制エリアの指定
5. 大型店に求める地域貢献策。

3 ガイドラインに基づく京都府及び市町村の取組

1. 都市計画法による土地利用規制
2. 特定大規模小売店舗の立地に対する指導
3. 中心市街地活性化施策

4策定基準、用語説明等

[地域商業ガイドライン策定基準、用語説明等](#)

5各地域商業ガイドライン

- [丹後地域商業ガイドライン](#)(宮津市、京丹後市、与謝野町、伊根町)
- [中丹地域商業ガイドライン](#)(福知山市、舞鶴市、綾部市)
- [南丹地域商業ガイドライン](#)(亀岡市、南丹市、京丹波町)
- [乙訓地域商業ガイドライン](#)(向日市、長岡京市、大山崎町)
- [山城北地域商業ガイドライン](#)(宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町)
- [相楽地域商業ガイドライン](#)(木津川市、笠置町、和東町、精華町、南山城村)
- [学研地域商業ガイドライン](#)(京田辺市、木津川市及び精華町の関西文化学術研究都市区域)

6地域商業ガイドライン策定協議会の開催予定について

- [地域商業ガイドライン策定協議会について](#)
- 現在、開催予定はありません。

7地域商業ガイドラインに対する意見募集について

お寄せいただいた御意見とこれに対する府及び地元市町村の考え方を次のとおり公表いたします。

(1) 現在募集中の案件

現在募集中の案件はありません。

(2) 中間案に対する意見募集の結果について

- [中間案に対する意見募集結果\(PDF: 155KB\)](#)(募集期間平成19年3月29日～4月16日、28人22通)

(3) 改正案に対する意見募集の結果について

- [乙訓地域](#)(募集期間平成20年11月12日～28日)
- [丹後地域](#)(募集期間平成20年12月12日～26日)
- [中丹地域](#)(募集期間平成20年12月12日～26日)

6お問い合わせ先

[ホーム](#) > [産業・しごと](#) > [商工業](#) > [商業振興](#) > 南丹地域商業ガイドライン（平成19年5月31日策定、平成23年3月16日改正）

ツイート

いいね! 0

南丹地域商業ガイドライン（平成19年5月31日策定、平成23年3月16日改正）

1 区域

亀岡市、南丹市、京丹波町

[位置図（府北部、PDFファイル341KB）（PDF:341KB）](#)

[位置図（南丹広域、PDFファイル784KB）（PDF:784KB）](#)

[位置図（南丹地域、PDFファイル860KB）（PDF:859KB）](#)

2 商業まちづくりの基本方向

地域の概要

人口は約14.3万人、面積は約1,144平方km米。地域の約83%が森林であり、丹波高原とそれに連なる丹波山地の中に、亀岡盆地、園部盆地、須知盆地など多くの小盆地が存在し、そこに城下町や村落が形成されてきた。

大都市圏に近い南部では、住宅地の開発や企業・大学などの誘致が進み、北部では日本の原風景ともいえる美しい農山村の景観が残されている。

商店街は、亀岡駅前や園部中心市街地など各地に形成されてきたが、商店街振興組合の設立は2団体に留まり、多くは小規模の集積になっている。店舗面積1万平方m規模の大型店は、昭和50年開店の西友亀岡店、平成6年開店の平和堂（アル・プラザ亀岡）及びイオン亀岡店がある。また、南丹市の最大規模の店舗は、平成6年開店のベルタウンそのベシヨッピングセンター、京丹波町の最大規模の店舗は、平成9年開店の丹波マーケスである。

人口・商業集積等の動向

人口は、平成2年が約14.1万人、平成12年が約15万人、平成17年が約14.8万人、平成22年が約14.3万人で推移している。

交通網については、京都縦貫自動車道や国道9号等により、多くの地域が京都市から車で1時間圏内に位置している。また、JR山陰本線については、京都駅から園部駅間の複線化事業及び亀岡駅舎改築事業が完了するなど利便性向上が促進されたが、路線バスに頼る地域も多い。

商業統計に見る小売業の年間商品販売額は、平成11年が1,417億円、平成16年が1,218億円、平成19年が1,216億円である。交通利便性が高いことから、京都市等に消費が流出する傾向にある。また、商店街においても、多くの空き店舗が発生するなど厳しい状況が顕在化している。

地域事情等

平成17年10月に3町の合併により京丹波町が誕生し、平成18年1月に4町の合併により南丹市が誕生しており、まちづくりについて、亀岡市も含む管内2市1町ごとに総合的な計画が策定され、推進が図られている。

中心市街地活性化については、各地域の特性に応じ、JR山陰本線の整備と合わせた商店街等駅周辺地域の活性化、観光誘客の一層の促進等が期待される。

3 地域内の中心市街地エリア

馬堀駅周辺地区

馬堀駅周辺地区の概要

亀岡駅周辺地区

亀岡駅周辺地区の概要

並河駅周辺地区

並河駅周辺地区の概要

千代川駅周辺地区

千代川駅周辺地区の概要

八木地区

八木地区の概要

園部地区

園部地区の概要

4 地域内の特定大規模小売店舗の誘導エリア

馬堀駅前地区誘導エリア

馬堀駅前地区誘導エリアの概要

馬堀駅周辺南部地区誘導エリア1

馬堀駅周辺南部地区誘導エリア1の概要

馬堀駅周辺南部地区誘導エリア2

馬堀駅周辺南部地区誘導エリア2の概要

亀岡駅北地区誘導エリア

亀岡駅北地区誘導エリアの概要

亀岡駅南地区誘導エリア

亀岡駅南地区誘導エリアの概要

並河駅周辺南部地区誘導エリア

並河駅周辺南部地区誘導エリアの概要

※「誘導エリア」及び「抑制エリア」

誘導エリアは、特定大規模小売店舗を誘導する(立地可能にする)エリアであり、抑制エリアは、特定大規模小売店舗の立地を抑制するエリアであって、誘導エリア以外のすべてのエリアをいいます。

5. 特定大規模小売店舗に求める地域貢献策

地域のまちづくりへの支援

1. 行政や自治会等が取り組む安心・安全のまちづくりへの参画(地域防犯組織への加入及び活動への参加等)
2. 交通対策として、交通安全運動への参加・協力とともに交通整理員の配置による安全の確保
3. 周辺地域における歩道や街路灯の設置、街路樹等緑化への協力
4. 歩いて暮らせるまちづくりへの協力(コミュニティバス運行への協力等)
5. 店舗周辺の清掃、放置自転車の整理など環境美化対策への協力
6. 災害備蓄など緊急時対応、災害等発生時の物資の供給をはじめ地域との連携、地域消防団活動への参加・協力など地域防災への積極的な協力
7. 地球温暖化対策、循環型社会推進への理解と協力
8. 良好な景観の形成とともにまちなみづくり等への協力

地域コミュニティへの支援

1. 地域の祭り、花火大会等の伝統催事・恒例行事への協力
2. 自治会等の地域団体が行う活動への積極的参加や協力
3. 高齢者等に配慮した店舗づくり(ユニバーサルデザインの導入等)

4. 青少年健全育成のための行政、学校等の取組への協力
5. 店舗内のコミュニティスペース(展示場、会議室、子育て広場等)の確保

地域の経済社会への貢献

1. 地域の商工会・商工会議所、商店街振興組合等への加入及び活動への参加(大型店舗のテナント事業者についても求める)
2. 地元雇用、特に安定的雇用の確保や障害者雇用促進への協力
3. 育児・介護休業制度の活用促進をはじめ結婚や出産により退職された女性の再雇用など少子高齢化対策への積極的な取組
4. 地域内での雇用確保の観点等からインターンシップの受け入れとともに「体験学習」の場を提供するなどの協力
5. 地域の地産地消の取組や地域ブランド商品の販路開拓への協力
6. 地域の卸売業者との取引促進、地元小売業者のテナント出店への協力
7. 核テナント撤退等の早期情報提供
8. 食品等の安心・安全の確保など行政の消費者保護の取組への協力

地域貢献活動担当部署の明確化と設置

6 既存大規模小売店舗の事業者が取り組んでいる地域貢献策

既存大規模小売店舗の事業所は、地域の祭り・花火大会等の伝統催事・恒例行事への協力をはじめ、地域貢献策に一定取り組まれ、成果をあげてきている。

南丹地域においては、今後、本商業ガイドラインで特定大規模小売店舗に求める地域貢献策について、まちづくりの推進のために、既存大規模小売店舗の事業者に対しても求めていくものとする。

7 地域商業ガイドライン策定協議会

<事務局>

- 京都府 商工労働観光部 貿易・商業課
TEL:075-414-4836
FAX:075-414-4870
boekishogyo@pref.kyoto.lg.jp
- 京都府 南丹広域振興局 農林商工部 商工労働観光室
TEL:0771-23-4438
FAX:0771-21-0118
nanshin-no-shoko@pref.kyoto.lg.jp

[南丹地域商業ガイドライン策定協議会規約\(PDF:105KB\)](#)

お問い合わせ

商工労働観光部商業・経営支援課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町